

給料表別の等級等ごとの職員の数の公表について（地方公務員法第58条の3関係）

行政職給料表

（平成31年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	会計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師の職務	28	22.4%	主事	28	39	31.2%	係員級
				計	28			
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	11	8.8%	主事	11	54	43.2%	係長級
				計	11			
3級	係長の職務 参事の職務	54	43.2%	係長	18	14	11.2%	課長補佐級
				参事(※)	36			
				計	54			
4級	課長補佐、主幹の職務	14	11.2%	課長補佐	1	18	14.4%	課長級
				主幹	13			
				計	14			
5級	課長、審議員の職務(6級に掲げる職務を除く。)	17	13.6%	課長	11	1	0.8%	総務課長級
				室長	1			
				所長	2			
				局長	2			
				審議員	1			
				計	17			
6級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務	1	0.8%	総務課長	1	1	0.8%	課長
				課長				
				計	1			
合計		125	100.0%					

※再任用職員含む

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	会計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 電話交換手の職務 2 しゅんせつ船、えい船等の作業船(以下「作業船」という。)の乗組員の職務 3 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 4 理容、調理、裁縫等の家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という。)の職務 5 自動車運転手の職務 6 守衛又は巡視の職務 7 用務員、労務作業員、消毒婦、洗濯婦、炊婦等(以下「用務員等」という。)	0	0.0%		0	0	0.0%	係員級
				計	0			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業船の乗組員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 5 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 6 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 7 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	係員級
				計	0			
3級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 2 作業船の船長若しくは機関長又は数名の乗組員を直接指揮監督する甲板長若しくは操機長又は高度の技能若しくは経験を必要とする作業船の乗組員の職務 3 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 4 数名の家政職員を直接指揮監督する主任又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 5 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 6 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 7 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任職務	0	0.0%		0	0	0.0%	係員級
				計	0			
4級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 作業船の困難な業務を行う船長若しくは機関長又は多数の乗組員を直接指揮監督する甲板長若しくは操機長の職務 3 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 4 多数の家政職員を直接指揮監督する主任の職務 5 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 6 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	係員級
				計	0			
合計		0	0.0%					